

# 国民健康保険税のしくみが変わります!

平成20年4月より医療制度改革・税制改革にともない、国民健康保険税のしくみも大きく変わることになりました。そこで主な変更の内容についてお知らせします。

## 1. 国民健康保険の加入年齢は75歳未満まで

4月より今まで国民健康保険に加入している75歳以上（もしくは一定の障害のある65歳以上）の人は、国民健康保険の資格がなくなり新たに長寿（後期高齢者）医療制度へ加入することになりました。

また、**国民健康保険税の納税義務者は世帯主です**。同じ世帯に74歳以下の人が国民健康保険に加入している場合は、世帯主が社会保険等の加入者もしくは後期高齢者医療制度に該当しても国民健康保険税の納税義務者は世帯主になります。但し保険税の算定は国民健康保険加入者の人数および加入者の前年の所得で行います。

## 2. 保険税の算定に後期高齢者支援金分が新たに加えられます

国民健康保険税は、これまでは「医療保険分」と「介護保険分（40歳～65歳未満の人）」を合わせた額を納めていただいていたおりましたが、平成20年4月より「後期高齢者支援金分」が新たに加えられます。「後期高齢者支援金分」は、これまでの「医療保険分」の一部が後期高齢者医療制度の財源の一部として明確化されたものです。



## 平成20年度国民健康保険税の算定表

医療保険分（0歳～75歳未満）	後期高齢者支援金分 （0歳～75歳未満） <b>新設</b>	介護保険分（40歳以上～65歳未満）
所得割【前年所得に応じた保険税】 （前年所得 - 33万円）× 7.1%	所得割【前年所得に応じた保険税】 （前年所得 - 33万円）× 1.9%	所得割【前年所得に応じた保険税】 （前年所得 - 33万円）× 1.1%
均等割【加入者の人数に応じた保険税】 21,000円 × 人数	均等割【加入者の人数に応じた保険税】 7,000円 × 人数	均等割【加入者の人数に応じた保険税】 6,300円 × 人数
平等割【世帯ごとの定額保険税】 23,000円	平等割【世帯ごとの定額保険税】 5,800円	平等割【世帯ごとの定額保険税】 3,700円
合計額 + +	合計額 + +	合計額 + +
限度額 47万円	限度額 12万円	限度額 9万円

注）前年度と比較して税率等の合計額は変わりませんが、公的年金特別控除の廃止に伴い、国保税が上がる場合があります。また賦課限度額の合計額が3万円(65万円 - 68万円)上がります。

## 3. 今年の10月より国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

平成20年度の国民健康保険税について、次にあげる ~ の全ての条件に当てはまる人は今年の7月、8月、9月は普通徴収（納付書での納付もしくは口座振替）、今年の10月、12月、来年の2月は特別徴収（年金からの天引き）を行います。

特別徴収開始時期は、市町村によって異なります。平成21年度分からは平成21年4月より特別徴収（年金からの天引き）を開始します。

### ●特別徴収（年金からの天引き）になる条件

国民健康保険加入者全員が65歳から75歳未満の世帯。

世帯主本人が国民健康保険加入者の場合。

介護保険料を特別徴収されている世帯主の年金が年額18万円以上で、その年金において介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超えない場合。

世帯主の介護保険料が特別徴収になっている場合。

年金を担保に供していない場合。

上記の全ての条件を満たしている場合のみ、世帯主の年金からの特別徴収となります。 注1

注1) 年度途中で世帯主が75歳になられる世帯は全て普通徴収（納付書での納付もしくは口座振替）になります。また、世帯主の国民健康保険税の徴収方法の支払い方法が既に口座振替で、かつ国民健康保険税の過年度分の滞納がない場合は引き続き口座振替になります。

注2) 年度途中で国民健康保険税が減額になった場合は普通徴収でのお支払い、増額になった場合は特別徴収と普通徴収の両方のお支払いになります。

注3) ~ の全ての条件に当てはまらない人は、今年の7月から来年の2月まで普通徴収（納付書での納付もしくは口座振替）になります。

### ●特別徴収と普通徴収の主な例

番号	世帯内の加入内容	徴収方法
例1	夫が世帯主(国保)73歳、妻(国保)66歳	特別徴収
例2	夫が世帯主(国保)73歳、妻(後期高齢者)76歳	特別徴収
例3	夫が世帯主(国保)73歳、妻(国保)66歳、子(社保)40歳	特別徴収
例4	夫が世帯主(国保)66歳、妻(国保)63歳	普通徴収
例5	夫が世帯主(後期高齢者)78歳、妻(国保)73歳	普通徴収
例6	夫が世帯主(国保)73歳、妻(国保)66歳、子(国保)40歳	普通徴収

### 4. 所得割（前年の所得に応じた保険税）を算定する際、公的年金特別控除がなくなります

平成17年1月1日において65歳に達していた人で、平成17年度分の個人住民税の算定にあたり公的年金等の控除の該当になっていた人が国民健康保険に加入していた場合、国民健康保険税の所得割（前年の所得に応じた保険税）を算定する際に2年間の激減緩和措置として、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円の特別控除を行っていましたが、平成20年度より公的年金特別控除がなくなります。

### 5. 2割軽減の申請の必要がなくなります

平成19年度までは、国民健康保険加入世帯の所得がある一定未満の場合、世帯主の申請により国民健康保険税の均等割（加入者数に応じた保険税）および平等割（世帯ごとの定額保険税）が2割軽減になっていましたが、平成20年度からは申請することなく、前年所得で判定いたします。

### 6. 長寿〔後期高齢者〕医療制度（75歳以上の新たな医療制度）に伴う国民健康保険税の軽減について※介護費分は除く

平成20年4月以降、国民健康保険から長寿〔後期高齢者〕医療制度（75歳以上の新たな医療制度）に移行する人がいることにより、国民健康保険の加入者が一人となる世帯については、長寿〔後期高齢者〕医療制度に移行した月より5年間、医療費分および後期高齢者支援金分の平等割が半額となります。

### 7. 所得の低い世帯の国民健康保険税の軽減について

今まで国民健康保険税の軽減判定の際に、国民健康保険加入者及び世帯主の前年所得と国民健康保険の加入者数に応じて、国民健康保険税の軽減措置（7割、5割、2割）を行っておりましたが、平成20年4月以降、国民健康保険から長寿〔後期高齢者〕医療制度に移行になった場合でも、今までの軽減判定が変わらないように、移行する人の人数及び前年所得も含めて軽減判定を行います。軽減の期間は長寿〔後期高齢者〕医療制度に移行した月より5年間となっています。

お問い合わせ先：国保年金課 国保係 ☎72-2111内線 424,425